

# ○艦艇修理工事契約における真水、電力料等の取扱に関する 通達

昭和 37 年 10 月 24 日

海幕経第 6196 号

改正 昭和 50 年 5 月 16 日 海幕経第 2174 号

海上幕僚監部経理補給部長から 各地方総監あて

標記について、昭和 37 年 10 月 1 日以降経費率を算出する場合には、原則として下記のとおり取り扱われたい。命により通達する。

なお、艦艇修理の際における光熱水料等の取扱に関する通達（海幕経第 97 号 36. 6. 8）は廃止する。

## 記

- 1 直接修理工事に関係のない艦の自活のために必要な真水、電力及び暖房用蒸気については、その消費量等が明確には握できる場合に限り、直接経費扱いとし、艦船用雑費支弁とする。
- 2 その他の直接経費については、原則として、予定価格の算定基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号）第 40 条の規定による。